

総務委員会会議録

令和2年3月9日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 12:06

【 案 件 】

1. 議案第 1 号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)
2. 議案第21号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
3. 議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第23号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(行政協力員等関係)
5. 議案第25号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第40号 土地の処分(パークタウン潤野)

【 所管事務調査 】

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 令和2年度「柔軟な働き方」の取り組みについて (人事課)
2. 職員の不祥事について (人事課)
3. 福岡音楽大学の設立について (秘書課)
4. 「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」案について (総合政策課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第1号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第1号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」の概要について、ご説明いたします。

「令和元年度 補正予算資料」3ページの「補正予算集計表」をお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で14億8751万6千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を717億7433万7千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業にかかる経費と今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。補正予算の概要を費目ごとにまとめ、予算書のページ番号を記載いたしております。

まず、歳入でございますが、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出に記載しております国の補正予算関連事業の財源として計上いたしております。寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、令和元年12月末時点での寄附実績を勘案し、4億2千万円増の21億円といたしております。繰入金は、今回の補正予算の財源調整で、財政調整基金繰入金を3366万3千円減の13億3257万2千円といたしております。市債の小学校施設整備事業債及び中学校施設整備事業債につきましては、起債メニューの組み替えに伴い補正するものでございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。総務費の財産管理費、目尾地域開発事業敷管理費

では、健康の森公園多目的広場に隣接する未整備用地を企業立地用地として活用するため、土地開発基金から購入するもので、7億9721万1千円を計上いたしております。なお、歳入の繰入金項目で土地開発基金繰入金を同額計上いたしております。企画費のふるさと応援寄附事業費では、歳入の寄附金の増額に伴い、必要経費を2億3821万2千円の増といたしております。なお、歳入の繰入金項目でふるさと応援基金繰入金を同額補正いたしております。農林水産業費の農業土木費、農業施設防災減災事業費は、国の補正予算関連事業でございまして、藤田ため池耐震診断調査委託料1千万円を計上いたしております。土木費の道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費につきましても、国の補正予算関連事業でございまして、未就学児が通う施設周辺の交通安全対策のため、工事費1720万円を計上いたしております。

繰越明許費につきましては、国の補正予算関連事業の2事業につきまして、年度内の事業完了が見込めないため、設定するものでございます。

7ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 10:06

再 開 10:07

委員会を再開いたします。

次に、「議案第21号 飯塚市固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○固定資産評価審査委員会事務局長

「議案第21号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。この改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めた本条例の書面審査に関する関係規定を整備するものです。

内容につきましては、6ページの新旧対照表をお願いいたします。第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が変更され、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、第3条第1項の規定が繰り下がり、第6条第1項に改めるものです。以上、簡単でございますが、議案第21号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

直接議案には関係ないんですけど、固定資産評価審査委員会、これはメンバー的にどの部署でどのような方が委員会に属されているか説明できますでしょうか。

○固定資産評価審査委員会事務局長

今、所管部署は監査事務局が持っておりまして、委員の人数は9名です。固定資産の関係のOBだったり、金融機関の方だったり、審査の委員になっていただいております。

○小幡委員

確認しますけど、その委員のメンバーは民間の方もおられるということですか。比率だけわかります。9名中何名が部外者、市の担当ではない。あと何名が市の担当と、職員さんということわかりますか。

○固定資産評価審査委員会事務局長

全部、市の職員は入っておりません。全部が外部の方です。

○小幡委員

先ほども申しましたけど、直接議案には関係ないんですけど、飯塚市の市有財産、これを結構売却してるじゃないですか。そのたびに不動産鑑定を委託して、入札して、わざわざ評価していただてるんですね。そのたびに何十万円かお金を支出してるんですよ。これがむだとは言いませんけど、市有財産を売却に当たって、わざわざ固定資産税評価をやってるのに、それが多少反映できないかという疑問を持ってるんですね。過去3年間で年度別に言いますと、平成29年、30年、令和元年、やはり市有財産を売却するに当たっていつも不動産鑑定を依頼してるんですね。そのたび同じメンバーが出て、いつも同じところが落札されて、そこにわざわざ鑑定料を払って、飯塚市の市有地売却値段を決めてるんですね。近隣の土地には固定資産税かけてるでしょう。ですから、ある程度飯塚市の保有財産の管理的に、ある程度の金額は設定できるんじゃないかなと思うんで、これは要望になりますけど、審査委員会の方にもそういう旨を伝えて、飯塚市が保有している市有財産の評価はしておくべきだと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第21号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

「議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の7ページをお願いいたします。今回の条例改正につきましては、この条例の別表に記載しております飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定委員会について、答申をもって担任する事務が終了したことにより、所期の目的を達成していることから廃止するものでございます。

あわせて、「飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」において、当該委員の報酬額を廃止するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（行政協力員等関係）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○働き方改革推進室長

「議案第23号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の9ページをお願いいたします。議案第23号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の別表中、「行政協力員」及び「行政協力補助員」の項目を削除し、あわせて、例外規定の文言を法律の趣旨に基づいた形で改正するものでございます。

この改正は、地方公務員法等の法改正に伴い、非常勤特別職の任用について厳格化が図られ、その中で「行政協力員」及び「行政協力補助員」がその位置づけから外れることから、改正を行うものでございます。

また、例外規定につきましては法改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

新旧対照表につきましては議案書の10ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、「議案第23号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武委員

働き方改革のほうでちょっと1点だけお聞きしたいことがあります。今回条例の改正によって、非常勤特別職の任用が厳格化をされまして、行政協力員、それから行政協力補助員の位置づけが外されるということなんですけども、これは非常勤特別職という基本的には今まで公務員であったけども、その枠から外れるという考え方でよろしいでしょうか。

○働き方改革推進室長

委員ご指摘のとおりでございます。

○田中武委員

わかりました。そうすると、1点確認したいんですけども、行政協力員、地元の自治会長なのかわかりませんが、行政協力補助員はたぶん隣組長みたいな扱いかないというふうに感じてますが、それが公務員であるために、一定制限される部分があるかと思えます。特に選挙運動とか、そういった部分については、今回は私人になるということで理解をしてるんで、その可能性になるということで理解していいんでしょうか。

○働き方改革推進室長

非常勤特別職を含む全ての公務員は、その地位を利用した選挙運動が、公職選挙法第136条の2で禁止されておりますが、今回の法改正に伴う条例改正によりまして、委員ご指摘のとおり、行政協力員、行政協力補助員は私人となるため、条例改正後の4月1日以降につきましては、公職選挙法の適用を受けなくなることから、選挙運動期間中における選挙運動が可能になるといったようなことでございます。

○田中武委員

この条例が4月1日からということになるんでしょうけども、公職選挙法の適用を受けなくなるということについて、今、自治会長それから隣組長さんに対して、ぜひ周知のほうをお願い

いしたいということを申し上げまして、質問を終わりたいというように思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第23号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（行政協力員等関係）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 飯塚市会計年度任用職員の給与費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○働き方改革推進室長

「議案第25号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の15ページをお願いいたします。「議案第25号」につきましては、会計年度任用職員の健康診断に伴う負担金等につきまして、現金での支払によらず報酬から控除することができるようにし、また、期末手当の支給に関する規定を整備するものでございます。

条例第9条第3項の次に、第4項としまして「報酬から控除することができるもの」に関する規定を追加しております。

この改正によりまして、飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、パートタイム会計年度任用職員の報酬から、健康診断に伴う負担金等を控除することとなり、現金を取り扱うことで想定される危険性や負担金等の持参の省略化とともに、事務効率を図るものでございます。

続きまして、条例第12条第1項第1号につきまして、現行条例では「直前の基準日の翌日以降」としておりましたが、今回、「直前の基準日の翌日以降」に改正しております。

この改正に伴う支給要件の拡大によって、新たに支給対象となるような任用の事例というのは今のところございませんでしたが、福岡県条例では同箇所を「翌日」と規定されておまして、人材確保の面からも、支給要件につきまして本市も同等にする必要があると思料いたしまして、今回改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましては16ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、「議案第25号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第25号 飯塚市会計年度任用職員の給与費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第40号 土地の処分（パークタウン潤野）」を議題といたします。執行部の補足説明とあわせ、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○財産活用課長

「議案第40号 土地の処分（パークタウン潤野）」について議案の補足説明をまずいたします。

議案書の95ページをお願いいたします。本議案につきましては、市有地を条件付一般競争入札によりまして処分しようとするものでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

処分しようとする土地の所在地は、飯塚市潤野字大牟田904番87外10筆、処分面積は1万8841.71平方メートル、処分価格は1億3800万円、仮契約の相手方は、飯塚市弁分127番地7、未来エステート株式会社 代表取締役 安永尚平でございます。

次のページ、議案書の96ページをご覧ください。11筆の土地の地番、地積を記載しております。取得する土地の位置図につきましては議案書の97ページに記載しております。位置としましては、潤野から横田にかけての花咲台団地内の東側で、宅地分譲化されていない部分でございます。

本件は、条件付一般競争入札により落札者を決定いたしましたので、その概要についてご説明いたします。

本件処分につきましては、地元との協議などに基づき、5項目の条件を付しております。1点目は、この場所は「飯塚市立地適正化計画」に基づく居住誘導区域に該当するため、建築物の用途を「戸建専用住宅」とし、そのための用地とすること。2点目は、この物件には、買戻特約設定登記を行い、その期間は本契約締結の日、議会の議決日から起算して5年間とし、5年以内に開発行為の許可に基づいた工事が完了し、工事完了検査済証の交付を受ける必要があるといたしまして、期間内に工事が完了しない場合は、特約に基づき飯塚市が物件を買戻すこと。3点目は、売却物件の東側の敷地外に存在する市道菰田・幸袋1号線の歩道が狭くなっている部分の擁壁につきまして、開発と合わせて撤去及び敷地内への再設置の工事を行うこと。4点目は、開発計画に際しては、道路・公園等についての協議を地元自治会と十分に行うこと。5点目は、自治会の加入の推進。以上の5点が条件でございます。

入札につきましては、11月25日から12月16日までを申込み期間としたところ、7者の申込みがございまして、そのうち3者の辞退がありましたため、1月9日に4者による入札を行いました。

入札の結果でございますが、事前公表いたしておりました最低売却価格7160万円に対しまして、落札額1億3800万円で、未来エステート株式会社が落札したものでございます。

次に、3月5日の本会議で審査要望のございました「パークタウン潤野の不動産鑑定の妥当性」につきましては、本物件の鑑定書は、「不動産の鑑定評価に関する法律」の定めによる不動産鑑定士の資格を有する者が作成したもので、鑑定は適正に行われております。以上、簡単ではございますが、議案及び審査要望に係る説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

パークタウンの土地なんですけど、もう既に近隣には住宅が張りついていますよね。そもそも飯塚市が売却に当たっての予算が7160万円でしょう。これ俗に言えば、坪単価で言ったら1万2540円か。坪1万2540円で評価されてるんですよ。それも外部に委託してね。大和不動産鑑定がやったのかな。これがそもそも近隣の固定資産税の評価額と照らし合わせたときに、もともとそこは1万2500円台ぐらいの土地なのかということの本会議で聞かれてたんですね。それは、今既にある住宅の固定資産税評価額とこの売却しようとする、市が評価した坪単価当たり1万2540円ぐらいというのは、あまり差はないんですか。乖離はないんで

すか。その点、チェックされてます。

○財産活用課長

チェックはいたしておりません。

○小幡委員

もうこれ感覚だから申しわけないんだけど、既に建ってる家の固定資産税、飯塚市はかけてるんですよ。平米幾ら、坪単価で幾らと。お金と今売却しようとする土地の評価、ある程度は比べるというか、妥当かどうかというのは鑑定士任せで、不動産鑑定士が出してきました、問題ないというよりも、飯塚市の相場というのがあるじゃないですか。そこ辺は先ほどちょっと質問しました固定資産税評価審査委員会あたりは何も意見は述べないんですか。尋ねようともしないんですか。

○財産活用課長

固定資産評価審査委員会と申しますのは、税評価をかけた後に異議申し立てがある場合に審査する場所でございます、今回みたいに、当初の賦課の評価の価格の妥当性であるとかを審査する機関ではございません。

○小幡委員

異議申し立ての審査するに当たってはいいですよ。固定資産税が正しいかどうかはどこの機関が査定されてるんですか。

○財産活用課長

税務課のほうでチェックしているものと思います。

○小幡委員

税務課のほうでチェックしてると思います、ですか。正しくちょっと教えてくれる。

○財産活用課長

その作業は税務課が行っていると考えております。

○小幡委員

税務課ですよ。税務課がこの土地の固定資産税評価をしますよね。もちろん、家を建ててもちゃんとチェックしに行きます。それはそうでしょう。それが妥当か妥当じゃないか、異議申し立てがあったとき先ほどの審査会にかけるということでしょう。税務課が固定資産税を将来かけるんだから、今もう既にかけてる土地と建物が近隣にあるわけですよ。今回真横を売るわけですよ。多少の造成工事は確かにいるでしょう。それを加味しても、不動産鑑定士が出してきた金額、坪単価で先ほど言いました1万2540円が、造成工事かけても妥当な金額かどうかというのは、税務課はチェックしないんですか。

○財産活用課長

こちらから、財産活用課のほうから依頼しておりませんので、チェックはいたしておりません。

○小幡委員

税務課はチェックしないと。財産活用課が依頼しますね、外部団体の不動産鑑定を依頼します。その額が提示されますよね。それは、ちゃんとチェックをするんですか、それともうのみですか、表現悪いけど。審議会か何か、もちろんかけてるんですか、正しいかどうかというのを。

○財産活用課長

今回の売却に当たりまして、不動産鑑定を依頼しております。その結果につきまして、市の庁内協議機関でございます財産管理審議会にて審議をして、その価格で売却をいたしております。

○小幡委員

そういう審議会でちゃんと正しいかどうかの審議はやってるわけですね。今回、何か異論もしくは、その会議の席でそういった話が出ました。出てない。

○財産活用課長

特に異論はございませんでした。

○小幡委員

結局、落札した金額は坪2万4千円ぐらいに上がったんですね。本会議場で質疑があったのは、そもそもの1万2540円ぐらいが妥当なのというクエスチョンマークが入ってるんですよ。最近では大分小学校の跡地の売却しましたよね。あそこもまわりに住宅がもう張りついていますよ。ですから、飯塚市の財産管理上、市民の共有財産じゃないですか。正しく売らなければいけないというのは間違いないですよ。それを一応評価するに当たって、外部団体の不動産鑑定士の金額はあくまでも参考ですよ、これは。どういう根拠でこの値段が出たのか。この参考にして、飯塚市としては、やはり近隣の今言った住宅の固定資産税も決めてるんだから、それに見合うかどうかというのが、やっぱりちゃんと審議して、この値段で妥当だという、ちゃんとプロセスを踏んで評価していただきたいんですね。住んでいる人たちからすれば、あの土地は一万二千数百円、先ほど言いましたとおり、造成工事で多少額は上がるでしょうけど、あまりにも安くないかというのが市民の意見なんです。そういう値段で売っていいのかと。実際に分譲するときは近隣で売ってる値段に上がっちゃうんですね。わからないけども5万円とか6万円とか7万円にね。あまりにも飯塚市が安く売ってないかというような話が市民側から出てるんで、ちょっと尋ねたんですけども、売ることに異論を申し上げてるわけじゃない。その値段が、飯塚市が査定したプロセスとその金額が本当に正しいかどうか、市場価格に見合ってるかどうかというのは真剣にちゃんとチェックなさって、今後、飯塚市の財産を処分するというような方向性に再度ちょっと所管で話し合いながら、今後も処分していくでしょう、財産処分を。そういう過程にちょっと検討しながら進めていただきたいと思います。これも要望でよろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

議案に添付されてる位置図なんですけど、これ最新のものですか。

○財産活用課長

申しわけございません。今回売却の土地の西側、左側の部分が白地になっておりますが、現在ここにもう住宅が立て込んでおります。ちょっと古い地図になります。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:35

再 開 10:36

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと聞きそびれました。このパークタウンはもともと公社から買い戻したんですね。公社から買い戻した金額は幾らやったですか。

○財産活用課長

1億4091万8251円でございます。

○小幡委員

ですよ。民間の考えから言ったら、原価が1億4千万円でしょう。それよりも安く売ってるんです、極端な話。民間ではあり得ないじゃないですか。自分の土地、購入した原資があって、それよりも安く売ると。それをなぜ飯塚市は、もともとの公社から買った金額が1億4千万円台でしょう。飯塚市が公募したときはその半分の値段でしょう、七千数百万円で売りますよ。叩き売りでしょう、これ。それはだれが判断してるんですか。わかる。

○財産活用課長

不動産鑑定書をもとに、財産管理審議会で審議した結果で売却価格を決めております。

○小幡委員

私は聞いたのは、先ほどのプロセスは聞いたんですよ。鑑定が出てきて、これでいいだろうということで決まったのはわかるんだけど、もともと公社から飯塚市が買い戻したときの額が1億4千万円です。普通、1億4千万円で買ったんだから、1億4千万円で儲けは要らないと。1億4千万円で売るのが普通かなと思う。それをなぜ1億4千万円のほぼ半額ぐらいの値段からスタート、オークションじゃないんだから。何でそんなに半額ぐらいから売値を決めるのか、だれが決めたのか、どこの部署で決めたのかというのを聞いてるんですよ。

○行政経営部長

ただいま質問委員が申されましたように、1億4千万円ほどで土地開発公社から買い戻しを行っております。しかしながら、実質的には土地購入費は約8800万円でございます。土地開発公社がこの先行取得するに当たり、長期間保有していた関係で、利息が約4500万円ほど発生してしてる関係でこの不動産鑑定と近いところで評価があったのかなというふうには考えているところでございます。

○小幡委員

それはわかってるんですよ。公社だから、値段を保持するために先買いするんだよね。市場が上がる前にちゃんと押さえておこうと。でも利息は確かにかかっていくと。飯塚市と公社の関係だから、言い換えれば仲間うちですよ。だからそれはいいんだけど、利息も含めて1億4千万円のお金が表示されたということは、実質上1億4千万円なんですよ。1億4千万円と変わらないで売るならいいよと。それを何で半額にしたのかというのは、今の答弁聞けば、もともとの原資が八千数百万円だったと。それでも原価より安く売りよるじゃない。それが、不動産鑑定士の評価を100%信頼してその金額を決めたんでしょ。でも、もともとの購入した原価は1億4千万円あるんだから、それを半分からスタートしようというのをどの部署でだれが決めてるのかということなんですよ、私が聞いてるのは。理由、言い訳じゃなくて。どこどこの部署でこういうふうに決めました。決めた理由はこういうことで決めました。それ答えられるでしょう。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:41

再 開 10:43

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

繰り返しの答弁になりますが、不動産鑑定士の鑑定価格をもとに、財産管理審議会で答申をいたしております。

○小幡委員

いや、だから、不動産鑑定士の評価というのはあくまでも参考じゃないですか。もう繰り返しになるけど、それを参考として、やはり今かけてる近隣の固定資産税やらとも比較して、もともと購入原価もちゃんとチェックして、これぐらいが妥当な値段かなというのをどこかの部署できっちりと精査して決めてるんですか。もしやっているとしたらどこの部署ですかというのを尋ねたのに、あくまでも不動産鑑定士の値段で行きましたというのは答えになってないじゃないですかということ。全て今からこの不動産鑑定士さんの金額が飯塚市の財産管理に、全て100%正解なのですかということ聞いております。あくまでも参考にする金額じゃないのかということなんですよ。今後、飯塚市の物件を売っていくんでしょ。学校跡地とかたくさんあるじゃないですか。それを今のやり方ですと繰り返していくんですかということのを指摘し

てるんですよ。ですから、ちゃんとあくまでも入札までして金かけて査定してもらったんでしょう。これはあくまでも参考資料でしょう、相場というか。その値段を決める部署がしっかりと不動産鑑定しないと、本当の鑑定を。それは今、固定資産税を決めてる金額もあるんで、そういう部署と絡めながら、最終的には市長判断でしょう。この金額でいくと。そもそもまたこの議題に戻るけど、何で買った金額の半分から売り出そうとするのか、それがどこで決めてるんですかということをお聞きから尋ねてますね。ただいま部長が、もともと8千万円ぐらいで買って、6千万円は利息の上乗せだと。利息はもう要らないということですよね。もともと8千万円のもとがとれば、飯塚市としては損得ないという考えですか。

○行政経営部長

質問委員が1億4千万円というお話をされましたので、実際の簿価としては利息を含めて1億4千万円というようになっておりますけども、土地の購入費というのは8800万円だということをご説明申し上げます。また不動産鑑定につきましては、不動産の経済的価値につきましては、地理的状況とか法の規制、それから市場経済のさまざまな要因によりまして、土地の評価というのはあるかと思っておりますけれども、あくまでも財産管理審議会では、不動産鑑定をもとに鑑定書の中身を吟味しながら審議したところでございます。

○小幡委員

その審議したところでしょう。でも、その審議した審議内容が民間と乖離してるということですよ。簿価だからいい。もうこれ民間の売買だったら大赤字でその会社つぶれますよね。1億4千万円かかっているのに七、八千万円で売ろうとすれば。だから最低1億4千万円、簿価とは言えない。利息も含めて1億4千万円なら、通常は1億4千万円でスタートするのが妥当じゃないのと、いう指摘ですね。それが正しいか、正しくないかは別にしても、民間はそうやりますよということですね。ただ、飯塚市は土地が売れて、分譲されて、将来家が建てば、新たに土地の固定資産税と建物の固定資産税、付加価値がつくというのは理解します。だけど、最初の原価で売るときに、ここは損しとっていいや、将来儲かるやん。お金を生んでくれるじゃんという考えも一つあるんでしょうけども、最初の値段の決め方があまりにも安過ぎる。なおかつその根拠がはっきりしない。落札された金額が1億4千万円に近かったからたまたまよかったけれども、その1億4千万に近づいたけども、それでも坪2万4千円で、相場からすれば非常に安い土地という近隣の人の評価ですよ。自分ら固定資産税でこだけ払っているのに、あの土地そんなに安いのと。という市民の意見もありますんで、そこら辺を今後加味しながら、売れなかったらダンピングしていくんですよ、普通。最初売るときから安い値段から売ろうとする。今から財産を処分していくんでしょうけど、本当に適切な金額を今後からちゃんと精査してやってください。これは何で言うのかというと、今からたくさん市有地の処分が始まるでしょうからね。もう少し市長、審査会なり審議会なりの中身を充実させてください。よろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第40号 土地の処分（パークタウン潤野）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 10：49

再 開 11:00

委員会を再開いたします。執行部から「議案第23号」について補足説明をしたい旨の申し出がっておりますので、これを受けいたします。

○総務部長

議案審査後にお時間いただきまして大変申しわけありません。先ほどの「議案第23号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（行政協力員等関係）」の議案の審査に当たりまして、自治会長さん等が今後、選挙活動を行えることが可能なのかという質疑をいただきました後、働き方改革推進室長が可能でありますというふうに言い切った部分がありました。やはり今後も行政の補完行為は自治会長さんに行っていただきます。ですので、この立場を利用した中で、例えば市報の中に選挙関係の書類を入れ込むとかいう部分につきましては、やはり問題があるかと思っておりますので、自治会長関係の所管をしておりますまちづくり推進課と今後協議をいたしまして、その辺の基準等につきまして明確にしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

本件については、ご了承願います。

次に、松延委員から「入札制度について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がおります。松延委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。松延委員に発言を許します。

○松延委員

委員長が申されましたように、入札制度についての調査をお願いするものであります。この件につきましては、体育館の建設入札についてでございますが、委員長にて取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「入札制度について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、「入札制度について」、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「入札制度について」を議題といたします。松延委員に質疑を許します。

○松延委員

体育館の建設の入札につきましては、皆さん御承知のとおり、1月そして2月ということで応札がない、あるいは1者だけだということで不調に終わっております。入札の経過についてと同時に、どういうふうな入札の方式で執行されたのがお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○契約課長

新体育館建設につきましては、総合評価落札方式といたしまして、市外、市内S I の J V を要件とし、令和元年11月20日に公告を行いました。参加申請締め切りを11月29日、入札を令和2年1月21日としておりましたけれども、入札日当日になりまして、全者辞退届が提出をされましたので、入札を中止いたしました。その後、関係課協議を行った後に、業者選考委員会におきまして、設計の一部を見直し、令和2年1月31日に再公告を行っております。参加申請締め切りは2月14日、入札日は2月27日としておりましたけれども、前日になりまして、複数の企業体のほうから辞退届が提出され、残りが1者となりましたので、入札を中止しておるところでございます。

○松延委員

今、総合評価方式ということがございますけれども、そのこのところの分について、ちょっと内容踏み込んで教えていただきたいと思っております。お願いします。

○契約課長

総合評価の概要ということであろうと考えますが、これまで総務委員会の中でも何回かその

経過、それから概要についてご説明しておりましたけど、改めましてその趣旨とこれまでの経過をご説明させていただきます。公共工事に関しましては、従来、価格のみによる競争が中心でありましたけれども、厳しい財政状況のもと、公共投資が減少しておる中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せなどによる公共工事の品質の低下に関する懸念が顕著となっていた背景から、平成17年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、公共工事の品質や経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮して、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定され、公共工事の品質の確保のために、主要な取り組みとして総合評価方式の適用が掲げられております。このようなことから、本市におきまして、平成29年度に調査研究及び内部協議を重ねまして、平成30年度より本制度を試行導入いたしました。その制度の概要でございますが、まず対象となります工事は、設計金額1億5千万円以上の土木及び建築一式工事を対象といたしております。評価の概要でございますが、3つの評価に分類されております。1つ目は施工計画で、対象となる工事について、工程管理品質管理、施工上の課題などに関する所見や、施工上配慮すべき点について提案を求め、審査をするものでございます。2つ目は企業の技術力で、企業の工事成績評定、施工実績、品質管理の取り組みなど、その企業を客観的に評価し、審査するものでございます。3つ目につきましては、その工事に配置される技術者の技術力を評価するもので、同種工事の工事成績評定及び施工実績が保有する資格などから審査をするものでございます。このような審査を行った後に、数値化したものを技術評価点として、入札額で除したものを評価値とし、最も評価値の高かったものが落札するといった方式でございます。

○松延委員

わかりました。いろいろと品質の低下が見られるということで、平成17年、変化によって、こういうようなことで、平成30年度から試行し始めた。これまでこの方式によってやられた案件について何件ほどか、具体的にどこということがあれば教えていただきたいし、こういうふうなことをやったことによって品質の向上が見られたということであれば、その点ちょっとこの場でご答弁願いたいと思います。

○契約課長

これまでの実績でございますけれども、平成30年度に立岩交流センター、これを総合評価方式で入札を執行しております。今年度に入りましてからは、穂波庁舎の改修工事、これについても総合評価方式で入札を執行いたしております。もう一つ、鯉田交流センター、これも新築工事でございますけれども、総合評価方式で入札を執行しております。先ほど述べましたが、施工計画、いわゆるどのような配慮をして工事をしていくのかということで、さまざまなご提案をいただきまして、非常に優秀であるというようなことで、点数を数値化した中で執行しておりますので、品質の確保ができていくというふうに考えております。

○松延委員

今、3件の物件についての報告なり、品質向上したというふうなご答弁でございました。そこで今回、1月21日、2月27日、この新体育館についての入札が不調に終わった。どういふふうなところに要因、そのところ、執行部としてはどういふふうなところにあると思っておられますか。お願いいたします。

○契約課長

辞退届を提出されましたので、その辞退届を提出されました全者に対しまして事情聴取を行っております。その利用を確認しましたところ、全者とも市の設計価格と業者の見積価格に相違があるということで、予定価格内での応札ができないということの理由でございました。2回目につきましても、同様のご意見がございます中で、新たなところで申し上げますと、配

置予定をしようとしていた技術者の確保が困難になったということも新たな辞退理由として挙げられております。

○松延委員

今、課長のほうから、見積価格と施工する側との、要するに乖離があるというふうな答弁でございましたけれども、この設計は、それこそ1年半、2年前ぐらいからの設計の発注と思えますけれども、その乖離の部分について、私はどうもちょっと不審に思うんですよね。オリンピック等々、資材の高騰あるいは労務単価等々あるかと思えますけれども、それはわかった上での、大手の設計業者でありますので、十分そここのところは配慮した上での設計と思うんですが、ずばりそこら辺のところ、どういうふうに思われますか。

○契約課長

今回の参加辞退を受けまして、業者の見積もり等確認をいたしております。その中で申し上げますと、鉄骨工事に関する金額の乖離が見られたことですか、鉄骨工事が刊行物による単価を採用しております、その乖離が原因として、刊行物で反映できなかった市場価格及び職人や施工者の不足による人件費の高騰、これらの影響があったのではないかというふうには推測をいたしております。

○松延委員

そういうような今のあったかなと思うという答弁でございますけれども、先ほど申しますように、設計業者もそんなところは十分わかった上でと、私は思っています。今でも思っています。それで、1月の分は見積もりの乖離と、2月に行った場合は3者あって2者が辞退されて、現場の技術管理者等々のお話もありましたけど、基本的に言ったら、この入札というものは5者以上、そういうところが一番望ましいと思うんですよ。最終的には1者ということでだめになりましたけれども、S I等級ということでございますので、結局このゼネコンさんとのジョイントベンチャーでございますので、このジョイントベンチャーのゼネコンさんの公募がないというのは、私は不思議でならんとですよね。これだけの公共事業がありながら、ここの新しい庁舎についてもスーパーゼネコン入ってきました。だから、そここのところ辺のS I等級の経営審査事項での点数等々、また逆に言ったらゼネコンさんに対してはハードルを、僕に言わせたら高くされてるんじゃないか。これは高くすることに越したことはない、先ほどの品質管理の問題で。もう大手のそこら辺のところは土木建築一式で、やっぱり大きなところにしておけば安心ですからね。これはもう執行部としては当然でしょう。だから、2回目のときは3者のうち2者辞退して1者になった。やっぱりここはもう5者以上確保できるような、ゼネコンさんの参加できる方法を考えられたらどんなふうでしょうか。時間的にもあるわけでしょう。要するに、補助金、交付金等々について、それがないとやっぱり単独でできませんので。ちょっとそこら辺のところ、課長どう思っているのか、それと同時に、ゼネコンさんの参加がしやすいような、うちのS I等級、10か11ありますよね。そこら辺ところと組んでいただけるような、何か手だてができないものかどうか、ちょっとそこら辺ところ教えてください。

○契約課長

今回の公告につきましては、総合評定値、市外の業者さんのほうですが1500点以上ということで公告を行っております。それで、今の質問委員会のご質問でございますけれども、今の、令和元年度の格付によりますところでの数値となりますけれども、今、飯塚市に指名登録されております1500点以上のところが、現行でいきますと35者ございます。それで、これ広げるとということのご質問かと思えますので、数字的なところでございますが、仮にこれを市外の1400点以上というふうにしますと36者となって1者増と、1300点以上で38者で3者の増、市外1200点以上で49者で14者増というようなこととなります。従いまして、今のご質問の内容からいきますと、こういう定数の見直しですとか、そういうことも十分考えられるかとは思っておりますが、まだ今後公告するに当たりまして、そのあたりの考えをどう

いうふうにするというのはまだ決まっておきませんので、数字的な内容でいきますとそのような状況でございます。

○松延委員

今S I等級はどんなものでしょう。900点か千点か、よくて1100点ぐらいだと思っ
たんですね。やはり、これ今課長言われましたように、1400点で1者ふえる。1300点
で3者ふえるだとか、1200点で14者ですか。ふえるだけということでございますけども、
やはり2回目の入札のあり方見ると、やっぱり1者でも、やはりこれはもう今まで合併してい
ろいろ事業、プロジェクトありましたけど、ハイツも終わりました。市場も大体終わりました。
終わりましたと言ったら失礼ですけど、もう進んでます。大きなこの新体育館のプロジェクト
がやっぱりスムーズに進んでいただきたいと私も思うんですよ。市民もやっぱりこれだけの
スポーツが、経済的にも効果を発するというのでございますので、やはり飯塚市にみんな集
まっていたきたいと思っておりますので、ちょっとこら辺のところ、最終的には要望にな
るかもしれませんが、いや、これを返事してくれというのは無理でしょうから、やはり
5者、7者を目指して、最終的には3者。3者以上にならんとできんでしょう。できないとい
うよりも僕はしちやいかんと思ってるんですよ。例えば1者、2者になったらやりますとか。
だからできるだけ、例えば5者のような公募があるような形で努力していただきたいと思っ
てます。それと同時にさっき言いましたように、交付金と補助金と、また起債等につきましては
交付税措置されますので、これだけのものを単独でというのは大変ですから、ちょっとそら
辺のところも財政的なもの十分ありましようけど、ちょっと、この短い時間骨折っていただ
きたいというふうに思ってます。それで、一応先ほど、これは最後のお願いになりますけど、市
外のゼネコンさんの経営審査の点数について、ちょっとハードルを低くしていただいて、気分
的には5者以上、そういうふうになるように、もう大変でしょうけど努力していただくように
要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○小幡委員

松延委員にちょっと関連して幾つかお尋ねします。一つ確認は、今経営審査点数が
1500点以上と言いましたよね。これはゼネコンさんの1500点以上でしょう。S Iは
1500点以上いませんよね。ということは、JVですから、ゼネコンさんの評価点を基準に
総合評価方式も評価していかれるんですか。

○契約課長

まず点数でございますけれども、おっしゃるとおり1500点以上の市外業者がJVの親と
いうことで公募させていただいてます。市外業者と市内S I業者、これで構成をするとい
うことでしております。ちなみにS I業者の一番高い得点で1200点弱ということになっており
ます。それと審査内容でございますけれども、これは市外業者が親となりますので、この市外
業者の施工計画で審査をするということになっております。

○小幡委員

今の説明どおりですよ。市外業者が1500点以上。S Iは1500点ありませんからね。
市外業者と、ゼネコンと地場S Iと組んでくださいと。これを2者でJVを組むという基準で
すよね。S Iは今、指名を見ますと11者ぐらいかな。今11者ですかね。

○契約課長

そのとおり11者でございます。

○小幡委員

時系列的にちょっと確認したいんですけど、1回目の入札やりましたよね。入札が中止にな
りました。このときの委員会での説明の中では、1回目の入札が中止になった理由は、入札日

の当日、2JVが辞退されました。辞退された理由は何なのかということで事情聴取しましたということでしたね。先ほどの松延委員の質問にも答えられてましたけども、そのときは、飯塚市の今回の体育館の予算と自分たちが見積もった金額、乖離があると。簡単に言えば、この予算ではできませんということで、2JVが辞退された。それで間違いなかったですね。

○契約課長

おっしゃるとおり、そのような理由から全者辞退されております。

○小幡委員

前日も指摘しました。辞退されました。辞退した理由が金額が合わない。そういうことで、事情聴取のときに業者さんの見積もりを一応、何が合わないのかということで調べる必要があるということで、見積もりチェックをコンサルと所管の課でやりましたと。鉄骨工事が乖離があったと、市場価格と。そういうことで設計の一部見直しというスタイルをとって再入札をやりましたよね。私の意見としては、現状の見積もりでそのままもう一度、ほかにもゼネコンさんおるんだから、再度入札かけたらということを書いてましたけども、一部変更、要は条件が変わったんですね。最初の1回目の入札よりも、簡単に言えば外構工事外すとかいろんな手だてをして再入札をやった。これ2回目ね。2回目確認しますね。2回目は、1回目は2JVでしたけども、何JVにふえましたか。

○契約課長

今回中止となっておりますので、前日も申し上げたかと思いますが、何者おったのかということについては公表はしておりません。

○小幡委員

数社おられた中で辞退されたJVは何者ですか。

○契約課長

全体数を公表しておりませんので、その辞退というのも何者かということは公表はしておりません。

○小幡委員

これ想定ね。入札要綱の中に、公告の中に1者入札になったら中止するということですよ。仮に5者来た。4者が辞退したら1者だね。で、中止したんでしょう、今回は。その中止の理由をお尋ねします。

○契約課長

今おっしゃるとおりで、多数が辞退になった結果として、1者しか残らなかったということで中止をいたしております。

○小幡委員

最低でも2者残れば入札は実行できますよね。そういう状況下において、正確なJV数は公表できないということですから、これ以上聞きません。でも、仮に申し込みしました。今度辞退されました、複数が。結果的に1者しか残らなかった。この辞退された2JVは、1回目辞退したところと同じですか。

○契約課長

一部同じでございますが、一部は違います。

○小幡委員

これちょっと再確認なんですけど、今回にしましょう。前回は入札参加資格確認申請を出す日にちが9日間ぐらいしかないんで、何で2週間とらないのかということ指摘してましたね。今回、2回目の入札においては、1月31日から2月21日やったか、2週間たしかとりましたよね。その間にちゃんと入札参加したいということで、何者か申請されたんでしょう。これが複数者あったでしょう。そのときには、もう公告は出しましたよね。公告を出して、こういう建物ですよ、工期これぐらいですよ、予算これですよ、こういう内容でこういうJV組

んで、これだけの資格があるところが参加できますよという公告ですよ。明細書までありますよね。これを見て、JV組んで手を挙げるということですから、最低でも2週間とりなさいと。国の方針もそうですよね。それはまず間違いないですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

2週間とりました。複数者が参加申し込みしました。参加申し込みした時点で、尋ねたいのは、今言ったように公告の内容が全て網羅されてますよね。要は、その中には、この新体育館の上限価格と下限価格と低入札価格、公表してますよね。間違いないですか。

○契約課長

そのとおり、金額についてもすべて公表いたしております。

○小幡委員

公告と同時に金額まで出るんですよ。その金額を見て、参加資格申請で手を挙げてるんですよ。入札になったら、そのお金が合わないってどういうことなの。どう考えてありますか。

○契約課長

そこにつきましても事情聴取の中で、市の予定価格と実際に積算していく中で、もう実勢価格が合わないということの理由でございます。それで、そののところ、細かいところを業者さんのほうがどういうふうに積算されているのかということについては私どもはわかりませんが、理由としては、実勢価格に合わないので辞退するというような理由でございます。

○小幡委員

そういうことでしょうか。金額出て、手を挙げてやりますって言ってるのに、いざギリギリになったら、やはり金額が合わないって。これどういうことですかと。ふつう思うでしょう。1回目と2回目、辞退されたJVは、ダブったJVもいますよね。1回目も辞退、2回目も辞退。そういう辞退は今ペナルティないと言ってましたね。ペナルティありませんね。確認します。

○契約課長

辞退による入札参加のペナルティというのはございません。

○小幡委員

ここは質問じゃない。私のちょっとクエスチョンマークで聞きたいんだけど、先ほど言ったように公告のときには金額をちゃんと提示してるんですね。その金額でやれますか、この条件でやれますかということで公募したんですね。やれるという判断で手を挙げてるんでしょう。やれないなら最初から手を挙げないじゃないですか。手を挙げた。複数者が出てきた。これで入札ができるようになるんですね、1者以上あれば。入札の当日とか前日とかにこれを辞退される。入札ができなくなる。これって業務妨害じゃないのと、私は思うんですよ。入札を阻害してるじゃない。それまであなたたちは準備したんでしょう、長い時間かけて。1回目もだめ、2回目もだめになったけど、それだけの人件費をかけて、入札行為をきちっと本市側はやってるんですよ。業者が手を挙げておって、いよいよ入札日になったらそれをボツにする。これって、あなたたちの仕事の邪魔をしてるということ。そう思いませんか。

○総務部長

ご意見ありがとうございます。ただいま質問委員がご指摘のとおり、工事につきましては、いわゆる予定価格、その後いわゆる最低の価格も提示はいたしておりますけども、まずこの2週間が、当然金額も告示をしておりますので、その間に積算をし、妥当な工事だから行こうっていうふうに判断される業者もおられると思います。しかしながら、この2週間の間にカップリング、いわゆるゼネコンと市内業者とで、いわゆる予算が表に出ていますので、この金額なら行けると、公共工事でございますので、行けるという判断をし、ただいま質問委員言われま

すように、その工事の中には金抜き設計書が入っておりますので、その後精査をし、やはり入札のギリギリまでその積算をされる業者もおられると思いますので、今言われますように、確かに私ども非常に困ります。土壇場の辞退というのは困りますけども、しかしながら、その2週間の間に完全に積算まで終わって、この工事に手を挙げるか否かを決めてある業者がないことも事実であろうかと考えております。

○小幡委員

それは総務部長の考えだと。私は今、偽計業務妨害じゃないかな。クエスチョンマークなんです。限定はしてない。実質上、実務的な作業がむだになったのは事実ですよ。2回にわたって。もう、ほぼ2カ月近く。そういうことを今後も続けていくかということですよ。ですから、今、部長の答弁からいけば、ちゃんと2週間の間にJV側が精査して、これで行けるぞと手を挙げたところと、とりあえず挙げておこうと。その後、入札までに査定したら合わないということで辞退でしょう。それはあり得るでしょう。否定はしません。逆に言えば、2週間でだめなら、3週間か4週間かとして、ちゃんと金額を精査してくださいと。辞退は失格になりますという入札条件つけたらどうなりますか。それは考えないの。

○総務部長

ただいまの質問委員のご意見は、基準をつくれれば当然運用の中でそのような入札も可能だとは考えます。

○小幡委員

そうしなさいとは言わないけど、そういうのを検討してください。部長の推測も正しいでしょう。そういうこともあり得るでしょう。じゃあ、その対抗策とらないと、また延ばされますよ。これ何回やっても罰則なかったら3回やろうと4回やろうと5回やろうと、全然何も。ペナルティないんですよ。合わない、合わない、合わない、合わない。最終的に工期なくなっちゃいますよね。これ、だから今、業務妨害されている。される、これされてもいいよということをやっているものなんですよ。ところがどこかでペナルティをちゃんと決めなくちゃいけない、入札制度ですから。権利は執行権のほうにあるんですよ。こういう条件にそぐわない人は参加しなくていいと。これ強く言わないといかんでしょう。ちょっと話を戻します。1回目の辞退された内容等を事情聴取をしたというのは聞きました。2回目は、これ新聞で読んだので未確定なんですけども、数者が辞退された。2月27日やったですね。本会議最中ですよ。26日、前日に辞退されたという報道になってますけど、正しいですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

結果的に27日の入札日には1者しか残ってなかったと。イコール、それで2回目も中止したということですよ。じゃあ、その前日に辞退された複数者のJV、これヒアリングもしくは事情聴取をされました。

○契約課長

辞退届を持参されましたので、その時点で事情聴取を行っております。

○小幡委員

ということは26日に辞退届が出てるんで、26日に事情聴取をしたということですよ。その事情聴取の内容をもう一度教えてください。2回目の辞退された理由をもう一度答弁願います。

○契約課長

1つ訂正をさせていただきます。26日の持参のときの翌日、2月27日に改めて事情聴取を行っております。大変失礼いたしました。理由といたしましては、1つは今回の予定価格と実勢価格が合わないというのが理由の1つ、それともう1つの理由といたしましては、配置を

予定していた技術者、これが確保できない状況となったということで辞退をされておるということでございます。

○小幡委員

すいません。辞退された業者側が、JV側が金額が合わないというのは前回と一緒に、もう1つ、技術者の選任ができないということでした。もう一度お願いします。

○契約課長

今回、総合評価方式でやっておりますので、専任の配置予定の技術者を、その個人を評価をいたしますので、その人物が確保ができなかった。その主な理由というのは尋ねておりませんが、会社のほうが大きな会社でございましょうから、異動ですとか、新たな工事が出たとかいうことでその確保ができなかったということではないかというふうに推測いたしております。

○小幡委員

手持ち工事はだめですね。随契とかレッドゾーン発注とはいえ、飯塚管内のSIで現在すれば、飯塚市の仕事じゃなくても、いろいろ仕事、県も国もありますので。SIやってますよね。そこに技術者を配置、専任技術者を置かなければいけない。だから極端な話、3人しかいないと。経審に出してる技術者が。それで総合評価でも点数もらってるんですけど、4つ目の仕事になるととれないんだよね。配置できないから。専任技術者だから。そういうところ、かなりあるんですよ。ですから、行きたいけど行けない。確かにあります。それを理由に辞退したJVがいたわけでしょう、今回。これは公告の中に、配置予定技術者を、ちゃんと専任技術者をつけなさいという条件になってますよね。これがつけられなかった場合は、技術者が配置できない場合は契約を解除し、または工事成績評定点を減点し、または指名停止をするとなっておりますけど、その業者に関してはどういう罰則を与えるか、もう決めてるんですか。内容は言わなくていい。決めたか、決めてないか。

○契約課長

入札前でございますので、特にそういったペナルティということは定めておりません。

○小幡委員

そうね。これは入札して落札した後技術者ができない場合はこうするというのが書いてある。今言ったようなこと。入札前で、手を挙げておいて技術者が配置できなくなったんで辞退って、これノーペナルティでいいわけ。そこはもう呼べないんでしょう。何回呼んでも技術者いないんでしょう。それはどういう判断をされてるのか、今からするのか、どういう状況なんですか。

○契約課長

企業のほうのご都合でしょうから、配置を予定しておった。先ほど言われますように、契約の後に配置できなかったということになるとこれはペナルティになりますが、入札の前に、もともと配置する予定だった方が、わかりませんが、先ほども申し上げましたように別の工事なのか、会社の異動になったのかというところが、申請期間の中で、入札までの期間の中でそういう事象が起こったというような場合について、罰則とかそういったことについては今のところ考えておりません。

○小幡委員

だから、そこのところを決めていかないと、先ほども金額が合わない、合わないで、ノーペナルティだと何回もやれるよと。偽計業務妨害になっちゃうよということですよ。今度、専任技術者が置けないと。課長は、予定しておったけど別の工事か何かとれたか何かでそこに配置がえしたんでしょう。だから飯塚市の仕事には技術者が出せなくなったことを理由にやめたと。辞退したと。ペナルティないようになると、またそこ手挙げられるんですね、3回目の入札を仮に行うとした場合に。そのときは予定してるんだよ、いよいよになったら、またすいま

せん、よその現場にやりました。辞退しますと。それ繰り返していいよということを今言ってるようなものなんです。ペナルティなければ。公告を打つに当たっても、こういう事態が生じないように専任技術者をつけなさいという、これ条件なのよ。入札前だから、入札前だからと言いながら、つけられないんでしょう。仮に落とすことができない。落札することができないじゃない。だから落札後も、ちゃんとつけられる条件を満たすような人じゃないと応札できないじゃないですか。いわゆる参加資格がないということになるんでしょう。点数もそうだけど。条項の中に決まってるでしょう、公告の中に。それを野放しでまた第3回目を公告するつもりですかという事聞いてるんですよ。それもちょっと検討しなくちゃいけないねと思ってるのか、どういう今状況なんですか。

○総務部長

ただいま委員のほうからご指摘をいただいている内容といいますのは、行政として毅然とした態度で入札を運用しろというご指摘だとは考えております。今質問委員言われますように、技術者が他の仕事等について配置できる技術者がいなければ、次、そのゼネコンは手を挙げてこないのかなということも推察はされますが、当然、人的な部分もありますので、また再度手を挙げてくる可能性もございます。今回ご指摘いただいた内容につきましては、業者選考委員会等で内部で協議いたしたいと考えております。

○小幡委員

ですよ。内部協議してください。配置予定技術者をちゃんとつけなさいと。公告の中には、技術資料に記載された配置予定者、仮に小幡を配置しますとなったら、その人が行かなくちゃいけないんです。落札後やむを得ないというのは、亡くなったとか長期入院になったとか、退職したとか。退職する人を入れるわけない、工期が決まってるんだから。そういう場合においてはやむを得ないとみなすけども、それ以外で今言ったような先方の会社の都合で配置がえとか、それはいかんよと。ちゃんと届け出をしたときの技術者名簿をきっちりこの人ですよ。その人の実績もいるじゃないですか。これだけの現場を見てきたという技術者。その人をちゃんと新体育館の現場監督代理人として置いてくださいという約束で入札するんだから、そこをあいまいにしたらいかんですよ。入札前だから、それは自由ですと。そのたび、変更になったから辞退しますと。2回目もオッケーよ、3回目もオッケーよという、緩めてはいけないということで、今、部長答弁で言われたとおり、それに違反したらどうするのか、公告を1回目も2回目も同じ公告、言葉悪いけど、馬鹿の一つ覚えとかいうけど、同じ公告を出したらいかんでしょう。変えていかないと。検討していかないと。それは要望しておきますね。質問に戻ります。そういう中から、2回目、27日と訂正されましたね。27日に事情聴取をしたと。そういう理由でまた金額が合わないと言われたJVさんもおったし、先ほど言ったような技術者が配置できないというJVもいましたと。金額が合わないは第1回目もそうでしたね。2回目も金額が合わないという業者さんからまた見積もりいただいて、照らし合わせたんですか。

○契約課長

前回のときに調査は行っておりますが、今回については調査を行っておりません。

○小幡委員

1回目はやったけども、今回はもう合わないということだけのヒアリングで終わったということですね、確認しますね。もう1者が技術者が出せないということで、複数者が辞退されて、1JVしか残らなかったのが中止したということですね。中止した理由まではわかりました。わかったけども、またこう戻っちゃうんで申しわけないが、先ほど入札をするに当たって公告出しましたよね。公告条件――

○委員長

小幡委員、同じような質問なのでまとめてもらっていいですか。

○小幡委員

まとめよう。同じような質問じゃないよ。回答が違うから。じゃあ、そういう委員長の指摘があったんで、今後の予定だけ聞きましょう。予定はどの時期ぐらいに公告出して、また、1回目と2回目は一部設計見直ししましたね。どういった方法で、どの時期ぐらいにまた公告するつもりか、もし予定があれば教えてください。

○総務部長

今回、27日に入札の中止を受けております。その後、内部で今後協議をしていくわけですが、こちらのほうにつきましては、契約がもし成立しましたならば議案ともなりますので、日程等については現在検討中でございます。申しわけありません。内容等についても、本日もご指摘もいただいておりますので、それも含めまして今後検討していきたいと考えております。

○小幡委員

ちょっと要望で終わります。きょうも所管事務調査でやりたいということを経験者のほうから申し出があって、今質問してるんですよ。総務委員会は、入札制度はもう数年間、所管事務調査の項目に挙げてますよね。現実、今、生で入札をやっているという経緯の事業ですよ、今。新体育館は。体育館が入札中止になったことはもう新聞報道も出てるんで、少なからず契約課は、報告事項の中できちっと契約内容がこうなったという報告してください。きょうの議案の中に報告が一切ない。これは、我々の所管事務調査をもう無視しているのか、説明する気がないのか、何なのかと思いますので、今後もありますでしょう、いろんな入札が。経緯の報告は、あくまでも報告事項ですから、今こういう状況になっておりますということは、今後とも、指摘がない前に執行部側からちゃんと提案してください。よろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○上野委員

今る質問があつておりますが、体育館については財源の関係もあると思うんだけど、今、総務部長は検討中だというふうなことで、これ建てる、建てないも含めての検討中ですか。

○総務部長

これにつきましては、この事業については進捗させていくということで検討しております。

○上野委員

当然ですよ。体育館建設については議会と執行部とも、建設場所の決定からもうずっとやりとりやってきて、いろんなご意見、考え方あったんだけど、結果として鯉田に、金額も決定して建てようということになってるんですから、これ最大限努力していただかなくちゃいけないですよ。その中で、松延委員からも指摘がありましたが、入札が不調だというような理由で中止なんかあり得ないですよ。あっちゃいけん。年度が変わって、いろんな業者さんのランク付けとかも手持ち工事とかも変わってくるんだろうけれども、飯塚市としては、設計可能な業者さんには、あらゆる手法や考え方をを用いて最大限門戸を広げていかなきゃいかんと思うんだけど、市長、その思いは同じですか、どうですか。

○総務部長

今、質問委員ご指摘のとおり、今後は内部で協議をし、この事業の進捗を第一に考えながら、しかしながら入札制度という部分も検討しながら、適切な入札が行われるように内部で検討していきたいと考えております。

○上野委員

幾つかご提案申し上げておきますね。私も業界の人間はないので疎いんですが、先ほど契約課長のほうから、市外の飯塚市への登録業者の点数、業者数についてご紹介がありました。現在1500点以上が35者だということですよ。1400点に下げても1者しかふえない。1300点に下げても3者しかふえない。1200点だと14者ふえるわけですよ。今、

S I 等級の市内の一番最高の点数は1200点弱なので、理論上この1200点に設定するということは問題ないというふうに、私は思うんです。それぞれの業者さんの実績等はよく見ていただかなくてはならないと思うんですけど、その点が1点。もう1点は、市内のS Iの建築業者で、一番点数が低い点数は何点ですか。

○契約課長

901点でございます。

○上野委員

901点ですね。すると、それ建築のS Iですよ。建築を第2希望にされてる業者さんがおると思うんですよ。その中で901点以上の業者にも、今回の入札に関しては参加資格を広げるといったようなことも必要だと、考え方も必要だと思うんです。スケジュール的に考えて、もう今度は入札最後ですよ。議会に対しても、市民に対しても、飯塚市これだけ門戸を広げましたよと、できる限りのことをやっていただきたい。やらなければいけないと思いますが、市長、やっていただけますよね。

○総務部長

質問委員おっしゃるとおり、非常に時間的に厳しゅうございます。この次、入札をかけることが確かにいろんな部分で最後ではないかと考えておりますので、そういった部分で内部で十分協議をし、挑みたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査していくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「令和2年度柔軟な働き方の取り組みについて」、報告を求めます。

○働き方改革推進室長

平成27年度から様々な方法により実施してまいりました「柔軟な働き方」について、今年度までの実施状況及びアンケート結果を踏まえまして、制度の内容を見直し、来年度まで試行実施を延長させていただきまして、制度の再検証を行うことといたしましたので報告いたします。

提出しております資料をお願いいたします。現行制度との主な変更点は3点でございます。資料の中に本年度と来年度の変更点をまとめた表を記載しておりますが、1点目は「③勤務時間」のところでございます。この点につきまして、実施後の職員アンケートの中で要望が多かった「9時台」を開始時間とする勤務時間帯を新たに設定いたしまして、「9時30分～18時15分」の項目を追加したものでございます。2点目は「④申請・実施方法」の変更でございます。今年度はメールと紙ベースで申請をしてございましたけれども、来年度につきましては、職員用のグループウェアを使っているところの中で、この中にスケジュール機能というものがございます。このスケジュール機能を活用することとしております。アンケートの中で、現行のメール及び紙ベースでの申請は手続きが煩雑であるという意見が寄せられておまして、このスケジュール機能を活用することで、申請状況の把握や管理を容易にし、事務の効率化を図ろうとするものでございます。3点目は「⑤特記事項」についてでございますが、この本制度の利用に関しまして、週に1回の回数制限を行うこととしております。本制度は、昨年度までは時期を限定して実施しておりましたけれども、これを今年度は1人でも多くの職員の参加

の機会をふやして、その体験から本制度の効果を測ることといったようなことを目的として、回数制限なし、なおかつ4月から3月の通年実施としておりました。しかしながら、このアンケートの中で、本制度を利用する部署や職員に若干偏りが生じたこと、あるいは利用率が例年10%から20%弱であったところ、今年度は10%弱に減少したこと等の結果が出てまいりました。

これらの点を考慮しまして、現時点では本制度の効果を正確に判断できないことから、再度1年間、本制度を試行実施するとともに、各職員少なくとも1年に1回以上は本制度を活用していただくように所属長のほうから勧奨を行いまして、その上で再度アンケートを実施、その上でさらに課題等を整理しまして制度の確立を図ってまいりたいと考えております。

なお、変更点の中の表の「②対象所属及び対象者」につきましては、会計年度任用職員制度が導入されることに伴う名称変更でございますので、非常勤職員の方まで含めた全ての職員を対象とすることに変更はございません。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武委員

報告事項なので簡単に言います。これ平成27年度から試行されているということですかね。皆さんもう5年目。下線を引いている3点、もともとこれワークライフバランスをやるということをやったと思うんですが、試行なんで、試行はどこかで本施に切り替えないといけないんだけど、どこまで試行するつもりなんですか。

○働き方改革推進室長

本来でありましたら、来年度から本格実施ということで私ども進めておったところでございますけれども、先ほどの説明で申し上げましたとおり、現在の利用率では若干まだ制度の効果というものが見定めることが難しいといったようなことがございますので、来年度まで試行期間を延長いたしまして、可能であればもう令和3年度から本格実施に向けた制度の検証をしてまいりたいと考えております。

○田中武委員

もう5年もたちますので、試行はやっぱり本当もう5年が限界じゃなかろうかと。その中でいろいろ中身を、過去の経過も含めて分析をして、よりよいワークバランスがとれるように、このことによって勤務時間というか、残業も減らないとおかしいんですけどね。それも加味しながら、本格実施になれるようにぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願ひます。

次に、「職員の不祥事について」、報告を求めます。

○人事課長補佐

職員の不祥事につきましてご報告いたします。資料をご覧ください。

本事案は令和2年2月14日夜に、市民協働部、30代男性職員が、自宅でウイスキーソーダ割りを飲酒したあと、リビングにて3時間程度テレビ鑑賞をし、酔いがさめたと解釈して、自家用車にて飲食店に向かい、そこでコーラ1杯と軽食を飲食しました。1時間の滞在後、2月15日午前1時30分頃、自家用車で帰宅する際に、飯塚市東町において呼気1リットル中0.46ミリグラムのアルコール分が検出されたため、酒気帯び運転にて検挙されたものでございます。

これまでも機会あるたびに、飲酒運転は絶対にしてはならないと注意喚起を繰り返してまいりましたが、重大事故につながりかねないこのような事態となり、市政に対する信用を著しく

失墜させた事案でございます。

なお、当該職員及び関係職員につきましては、行政処分の到達後、厳正に対処することといたします。

今後は、二度とこのようなことが起こらないように、なお一層、職員への指導を徹底するとともに、職員一丸となり、市民の皆様の信頼回復に努める所存でございます。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「福岡音楽大学の設立について」、報告を求めます。

○秘書課長

福岡音楽大学の設立について、このたび、飯塚市内への設置に向けた取り組みを断念することとなりましたのでご報告いたします。

福岡音楽大学の設立につきましては、平成30年2月6日に、一般社団法人福岡音楽大学設立の会から、「飯塚市において音楽大学を設立することについて、当会との連携体制の構築など積極的な検討を進めていただくようお願いしたい。」との要望書が提出されました。本市としましては、資金調達や学校法人の問題など大きなハードルがあり、また、教授陣や学生を継続して集めることができるのか、卒業後の活躍の場があるのかなどの課題も多くありましたが、本市の価値を高める絶好の機会であると捉え、要望にありましたように、設立の会との連携体制を図るとともに、音楽大学設立に関し、調査研究を進めていくことといたしました。

これまでの本市の取り組みとしましては、他の音楽大学の状況を把握するため、各大学の特色、入学者数、学費、卒業後の進路等について調査研究を行ってまいりました。

また、設立の会が大学新設の申請資料の基礎となる「基本構想」を作成するに当たっては、設立の会の意向により、設立の会と本市で構成された「基本構想協議会」の中で意見交換及び協議を行い、昨年6月に「福岡音楽大学設置基本構想(案)」の取りまとめを行いました。

さらに、大学設置のために必要不可欠な学校法人を選定するため、設立の会と本市で協議を重ね、某学校法人に対し、福岡音楽大学を設立する学校法人となっていただくよう依頼を行いました。しかしながら、その某学校法人は、「大学を設立し運営を継続していくためには、立地場所が重要であるため、飯塚市ではなく福岡市でなければ継続した大学運営は難しい。」という考えを強く持たれており、飯塚市に音楽大学を設立するという設立の会及び本市の方針とは異なった回答でございました。

これを受けまして、設立の会は、本市へ要望書を提出されていることもあり、「設立は福岡市で」という某学校法人からの回答に戸惑いを感じておられましたが、本市としては、某学校法人が福岡音楽大学の学校法人となり、設立の会の意向が実現できるのであれば、場所が福岡市となってもやむを得ないという考えをお示ししたところ、本市の考えを受け入れられまして、その後、某学校法人との協議が行われているところでございます。

本件については、平成30年9月議会の一般質問において市長が答弁いたしましたように、今年度中に結論を出すことといたしておりましたので、設立の会と協議を行い、本市での福岡音楽大学設立に関しては、現状では断念せざるを得ないという結論に至ったものでございます。

現在も、設立の会と某学校法人との協議が行われておりますので、もし、本市に何らかの要請があれば、できるかぎりの協力を行いたいと考えております。以上、簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』案について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略について」、ご報告いたします。

昨年11月に各常任委員会において素案の報告をさせていただきました本総合戦略につきましては、それ以降、市民意見募集、有識者会議、内部組織である専門部会、本部会を経て、最終案を作成いたしましたので、報告するものでございます。

はじめに、資料1をご覧ください。本資料は、市民意見募集の結果でございます。いただいたご意見については1件であり、「しごとづくり」についての記載が分かりにくいとのことでしたので、有識者会議、専門部会での検討を経て、資料記載のとおり対応をいたしております。

次に、資料2をご覧ください。本資料は、有識者会議・ワークショップにおける主要意見をまとめたものでございます。詳細の説明は割愛させていただきますが、有識者会議におきましては、本計画の推進に向け、目的に特化した施策、事業を検討することや、指標のあり方、SDGsとの関連付けなどの意見をもとに、闊達な論議をいただいております。大学生や若手職員からなるワークショップにおきましても、多くの意見やアイデアをいただき、専門部会を通じて対応をいたしております。

次に、資料3をご覧ください。本資料は、昨年12月19日に示されました国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(案)」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」でございます。内容の説明は省略させていただきます。

次に、資料4をお願いいたします。本資料が第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略であります。前回報告いたしました素案から、考え方、方針等について大きく変更した点はありませんので、詳細の説明は割愛させていただきます、資料に従いまして、素案からの変更点について説明をいたします。

3ページをお願いいたします。人口ビジョン編につきましては、素案から追加のあった事項として記載しております点が追加点でございます。いずれも素案でお示ししたデータを補完するものとして、第1次戦略と同様に掲載しているものでございます。数値等につきましては、素案からの変更はございません。

本日の資料におきましては、以降のページにおいて、追加項目は黄色に、変更・追加等を行った文言は赤色に色付けをして、変化が分かるように示しております。

39ページをお願いいたします。総合戦略編につきましても、素案から追加・変更等のあった事項として記載しております点が追加・変更となっております。1点目は、1章に「はじめに」を項目追加しまして、策定の背景と目的、計画の位置づけと期間、人口ビジョンの位置づけについて説明をしております。2点目に、各KPI、目標達成指標に特に関連のあるSDGsのゴールターゲットを併記することを追加いたしております。3点目は、市民意見や有識者会議等の意見を受け、記載の変更や追加を行っております。4点目としまして、具体的事業・検討する事業等の追加を行っております。5点目は、資料として56ページ以降のページを追加しております。詳細につきましては以降のページに追加・変更の説明コメントを入れ、赤書きで示しております。

最後に、資料5につきましては、総合戦略におけるKPIとSDGsの関係についての参考資料として、抜粋したものを一覧表にまとめたものでございます。説明につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。
これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。